

日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員の皆さまへ

新保障制度のご案内

団体定期保険(S51)／こども特約 ・ 新医療保障保険(団体型)／家族特約

当制度は規模が大きければ大きいほどスケールメリットにより、保険料の負担が軽減される仕組みになっております。
ぜひこの機会のお申込みをおすすめいたします。

新保障制度の特徴

- ① お手頃な保険料で、最高 1,000 万円の死亡保障の準備ができます。* 所定の要件を満たす必要があります。
- ② 保険期間は1年で、毎年保障の見直しができます。
- ③ 医師の診査がなく、告知書の提出のみで簡単にお申込みになれます。
- ④ 視力障害のある方もお申込みになれます。
- ⑤ 配偶者、お子さまもお申込みになれます。

基本保障コースの新規加入は本人・配偶者とも 70 歳 6 カ月まで、継続は 75 歳 6 カ月までとなります。(年齢により加入保険金額に制限があります)

医療保障コースの新規加入は本人・配偶者とも 69 歳 6 カ月まで、継続は 75 歳 6 カ月までとなります。

制度に関するお問い合わせ先／提出先

日本鍼灸マッサージ協同組合 事務局

〒160-0004 新宿区四谷 3 丁目 12-17

☎ 03(3358)6363

保障内容のご案内

基本保障コース【死亡保障】

<団体定期保険(S51)／こども特約>

保障内容

死亡または高度障害保険金 最高 1,000 万円！

死亡したときに死亡保険金を、責任開始日以後の傷害または疾病によって高度障害状態になったときに高度障害保険金をお支払いします。

※高度障害状態とは下記別表に記載の【対象となる高度障害状態】のいずれかに該当した場合をいいます。

※保障はいずれも保険期間中に発生し、上記支払要件を満たしたものに限りします。

ご加入プラン

①本人プラン・②夫婦プラン・③家族プランのいずれかをお選びいただき「Aコース・Bコース・Cコース」の中から保障額をお選びください。

<お申込みにあたっての注意>

65歳6カ月超～70歳6カ月以下の方の新規加入の場合は、Cコースのみのお申込みとなります。

①本人プラン

コース	対象(被保険者)	死亡保険金または高度障害保険金
Aコース	組合員本人	1,000万円
Bコース		800万円
Cコース		500万円

②夫婦プラン

コース	対象(被保険者)	死亡保険金または高度障害保険金
Aコース	組合員本人	1,000万円
	配偶者	800万円
Bコース	組合員本人	800万円
	配偶者	500万円
Cコース	組合員本人	500万円
	配偶者	300万円

③家族プラン

コース	対象(被保険者)	死亡保険金または高度障害保険金
Aコース	組合員本人	1,000万円
	配偶者	800万円
	こども	400万円
Bコース	組合員本人	800万円
	配偶者	500万円
	こども	300万円
Cコース	組合員本人	500万円
	配偶者	300万円
	こども	200万円

特定障害不担保特約(団体保険用)

基本保障コース対象

この特定障害不担保特約(団体保険用)を付加することによって所定の視力障害のある方も基本保障コース(団体定期保険(S51))へお申込みいただけます。

被保険者の健康状態その他が引受保険会社の定めた基準に適合しない場合、保険契約者およびその被保険者の承諾を得てこの特約により下記の『特定障害(原因は疾病・災害を問わず)状態』を不担保とし、高度障害保険金の支払事由が生じた場合でも高度障害保険金を支払わないこととして基本保障コース(団体定期保険(S51))へお申込みいただくことになります。

・『特定障害状態』とは【対象となる高度障害状態】のうち「(1)両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

別表【対象となる高度障害状態】

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【ご注意】基本保障コース<団体定期保険(S51)>

次の場合には免責となり、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いできませんので、お申込みに際し、特にご注意ください。

- (1) 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(高度障害状態にさせたとき)
- (3) 被保険者の故意で高度障害状態となったとき
- (4) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(高度障害状態にさせたとき)
- (5) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき(高度障害状態になったとき)(注)

(注)その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

*「こども特約」については、上記(2)は除きます。

*上記の他、告知義務違反による解除、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効、失効などの場合にも保険金はお支払いできません。

*上記は増額された場合の増額部分についても適用されます。

必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

保障内容

入院給付金

病気やケガで入院された場合、入院初日からお支払いの対象となります。

疾病入院給付金：責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として入院を開始したとき

災害入院給付金：責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中(ただし、不慮の事故の日から起算して180日以内)に治療を目的として入院を開始したとき

- ・お支払い額は、1入院について入院給付金日額×入院日数となります。(1入院のお支払いの限度は120日です。)
- ・入院は、医療法に定める日本国内にある病院・診療所(ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。)またはそれと同等と認められる日本国外の医療施設における入院に限ります。
- ・お支払いの対象となる疾病入院給付金と災害入院給付金の1入院に対するお支払いの限度はそれぞれ120日分で、通算してそれぞれ1,000日分が限度となります。お支払いの限度は更新前後を通算します。なお、支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたときで、退院日の翌日(災害入院の場合は「事故の日」)からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は1入院とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。例)高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患など
- ・疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いいたしません。
- ・この保険には死亡保険金はありません。

ご加入プラン

①本人プラン・②夫婦プラン・③家族プランのいずれかをお選びください。

	入院給付金日額		
	①本人プラン	②夫婦プラン	③家族プラン
本人	5,000 円	5,000 円	5,000 円
配偶者		3,000 円	3,000 円
子ども			3,000 円

＜お申込みにあたっての注意＞

医療保障コースのご加入プランは基本保障コースで選択したご加入プラン(本人プラン・夫婦プラン・家族プラン)と同一になります。

＜契約内容登録制度のご案内＞

新医療保障保険(団体型)にご加入された場合、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等の支払いが正しく確実に行われるよう、被保険者名、入院給付金日額等が一般社団法人生命保険協会に登録されます。

「医療保障コース」は、単独ではご加入できません。必ず基本保障コースの加入が必要です。

新医療保障保険(団体型)用特定疾病・部位不担保特約

医療保障コース対象

被保険者の健康状態その他が引受保険会社の定めた基準に適合しない場合、保険契約者およびその被保険者の承諾を得て、その被保険者となる者についてこの特約を付加します。この特約の締結の際に定めた不担保期間中に、特定の疾病(これと医学上重要な関係があると引受保険会社が認めた疾病を含みます。)または身体の特定の部位・臓器に生じた疾病を直接の原因として、入院給付金の支払事由が生じた場合、その給付金を支払いません。ただし、被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱うこととして医療保障コース(新医療保障保険(団体型))へお申込みいただくことになります。

【ご注意】医療保障コース＜新医療保障保険(団体型)＞

- ・次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
 - (1)告知していた内容が事実と相違し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除されたとき
 - (2)団体(契約者)から引受保険会社に保険料のお払込みが行われずご契約が失効したとき
 - (3)次のいずれかにより、支払事由に該当したとき
 - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき(災害入院給付金を除きます。)
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(注2)
- (注1)家族特約に加入されている場合には、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失によるときにも、給付金のお支払いはできません。
- (注2)その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- * (1)(2)(3)は家族特約にも適用します。
- * 上記の他、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効などの場合にも給付金はお支払いできません。
- * 上記は増額された場合の増額部分についても適用されます。
- ・法令等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」および「ご加入のみなさまへ(重要事項)」を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

加入資格

※健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。

- 本人**：日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員で、申込日現在健康で正常に就業している方、かつ年齢が19歳6カ月超～70歳6カ月以下(医療保障コースは69歳6カ月以下)(2025年10月1日時点)の方。
- 配偶者**：上記「本人」と同一戸籍に記載されている配偶者で、申込日現在健康に生活している方、かつ年齢が満18歳～70歳6カ月以下(医療保障コースは69歳6カ月以下)(2025年10月1日時点)の方。
- 子ども**：上記「本人」が扶養(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。)*し、「本人」と同一戸籍に記載されていることも、申込日現在健康に生活している方、かつ年齢が2歳6カ月超～22歳6カ月以下(2025年10月1日時点)の方。加入資格のある子どもが2人以上いる場合は、その子どもを全員加入(全員同額)させていただきます。特定の子どもだけを加入させることはできません。医療保障コースに加入する場合は、上記「本人」が加入する公的医療保険制度においてその被保険者の被扶養者であることが条件となります。
- ※配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ※配偶者・子どもの保険金額・入院給付金日額は、本人の保険金額・入院給付金日額以下となります。
- ※本人が脱退した場合には配偶者・子どもも脱退となります。
- ※加入資格を喪失した場合は、この保険から脱退となります。

自動更新

一旦加入されますと日本鍼灸マッサージ協同組合の組合員であれば、更新時の健康状態にかかわらず、次の内容で更新いただけます。

基本保障コース【死亡保障】

- ・本人・配偶者は65歳6カ月まで前年度の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。
- ・本人は65歳6カ月超～75歳6カ月まで、500万円を限度に更新いただけます。
- ・この場合、配偶者の保険金額は300万円、子どもの保険金額は200万円となります。
- ・配偶者は65歳6カ月超～75歳6カ月まで、500万円を限度に更新いただけます。
- ・ただし本人の保険金額が500万円の場合は、300万円にて更新となります。
- ・子どもの場合は、22歳6カ月まで更新いただけます。

医療保障コース【入院保障】

- ・医療保障コースは本人・配偶者ともに、75歳6カ月まで更新いただけます。
- ・子どもの場合は、22歳6カ月まで更新いただけます。

保険期間

2025年10月1日～2026年9月30日の1年間 となりますが、期中でお申込みの場合は、申込み締切日(毎月20日)の翌々月1日(責任開始日、加入処理の状況により次月以降になる場合があります)から2026年9月30日までです。以後毎年自動更新となります。

【お知らせ】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(Tel:03-3286-2820)までお問い合わせください。なお、生命保険契約者保護機構に関すること以外の質問については、引受保険会社へお問い合わせください。

【個人情報に関する重要事項】

この保険の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の氏名・性別・生年月日・健康状態、預貯金口座名義人の氏名・電話番号・指定口座内容等(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、引受保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)*へ提出いたします。保険契約者は提出された個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。各引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務の目的で利用(注1)します。また、引受保険会社は、保険契約者、他の引受保険会社、外国を含む再保険会社(注2)、募集代理店を含む委託先、収納代行会社および共同利用を行うグループ会社、上記の利用目的の範囲内で個人情報(本保険以外で引受保険会社が知り得る情報を含みます)を提供します。なお、この他法令に根拠があるときは、上記にかかわらず、個人情報を提供することがあります。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者、収納代行会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注1) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

(注2) メットライフ生命保険株式会社が個人情報を提供する外国の再保険会社の所在国は、米国、EU、英国、シンガポール等になります。メットライフ生命保険株式会社は、信用リスク等のさまざまな情報を踏まえて再保険会社を決定しております。現時点で移転先が決定していないため、移転先の外国の名称および移転先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について情報提供を行うことができません。最新情報はメットライフ生命保険株式会社ホームページ www.metlife.co.jp に記載しています。

＜その他＞ (1)死亡保険金受取人の個人情報の取り扱いについて

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取り扱いについての同意を取得してください。

(2)事業所を経由する場合の個人情報の取り扱いについて

個人情報が、この保険の運営上、加入対象者の所属する事業所を経由して保険契約者へ提出される場合、または保険契約者からその事業所へ個人情報が提供される場合は、その事業所は提出された(提供された)個人情報を、保険契約者と同様に取り扱います。

保険料の払込み

保険料は毎月27日(土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日)、お申込み時にご指定いただいた口座から自動引き落としとなります。

※第2回目以降の保険料の口座振替ができなかった場合は、次月の振替日に2カ月分の口座振替を行います。2カ月連続して口座振替ができなかった場合は、口座振替できなかった月の1日から自動脱退となりますのでご注意ください。

保険金・給付金受取人

基本保障コース【死亡保障】

- ・死亡保険金受取人は、それぞれの被保険者をご指定ください。
- ・子どもの死亡保険金受取人は、加入資格に定める「本人」です。
- ・高度障害保険金受取人は、それぞれの被保険者本人です。

医療保障コース【入院保障】

- ・入院給付金受取人は、すべて加入資格に定める「本人」とします。

税法上の取扱い (2025年5月時点)

- ※将来、税法等の改正により変更される可能性があります。
- ・相続人が受け取る死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」まで非課税です。(相続税法第12条)
- ・高度障害保険金・入院給付金は、全額非課税です。(所得税基本通達9-21)

配当金に関してのご注意

当制度は、メットライフ生命と団体定期保険(S51)契約・新医療保障保険(団体型)契約を締結し、制度を運営いたします。この保険はそれぞれ1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には保険会社より配当金が支払われますが、支払われる配当金については日本鍼灸マッサージ協同組合の制度運営費といたします。

【生命保険募集人について】

生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

お問い合わせ先

メットライフ生命保険株式会社
EB マーケット開発部 ダイレクトビジネス課
〒130-0012 東京都墨田区太平 4-1-3 オリナスタワー
TEL: 03-6775-5620

募 2505-0010 EBB7682 (2025年5月作成)2017-05-060

引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社
〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町 1-3
東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー

保険料(月払)のご案内

基本保障コース【死亡保障】 <団体定期保険(S51)／こども特約>

本人が<男性>の場合		Aコース			Bコース			Cコース		
		家族プラン			家族プラン			家族プラン		
		夫婦プラン			夫婦プラン			夫婦プラン		
		本人プラン			本人プラン			本人プラン		
		保険金額			保険金額			保険金額		
加入年齢	生年月日	本人	配偶者	こども	本人	配偶者	こども	本人	配偶者	こども
		1,000万円	800万円	400万円	800万円	500万円	300万円	500万円	300万円	200万円
18～19歳	H18.4.2～H19.10.1	-	824円	3～22歳 H15.4.2 ～ R5.4.1 1人につき 280円	-	515円	3～22歳 H15.4.2 ～ R5.4.1 1人につき 210円	-	309円	3～22歳 H15.4.2 ～ R5.4.1 1人につき 140円
20～35歳	H 2.4.2～ H18.4.1	1,370円	824円		1,096円	515円		685円	309円	
36～40歳	S60.4.2～ H 2.4.1	1,630円	1,152円		1,304円	720円		815円	432円	
41～45歳	S55.4.2～ S60.4.1	2,060円	1,336円		1,648円	835円		1,030円	501円	
46～50歳	S50.4.2～ S55.4.1	2,770円	1,752円		2,216円	1,095円		1,385円	657円	
51～55歳	S45.4.2～ S50.4.1	3,840円	2,248円		3,072円	1,405円		1,920円	843円	
56～60歳	S40.4.2～ S45.4.1	5,360円	2,760円		4,288円	1,725円		2,680円	1,035円	
61～65歳	S35.4.2～ S40.4.1	7,980円	3,552円		6,384円	2,220円		3,990円	1,332円	
66～70歳	S30.4.2～ S35.4.1	-	-		-	-		5,815円	1,752円	

本人が<女性>の場合		Aコース			Bコース			Cコース		
		保険金額			保険金額			保険金額		
		本人	配偶者	こども	本人	配偶者	こども	本人	配偶者	こども
		1,000万円	800万円	400万円	800万円	500万円	300万円	500万円	300万円	200万円
18～19歳	H18.4.2～H19.10.1	-	1,096円	3～22歳 H15.4.2～ R5.4.1 1人につき 280円	-	685円	3～22歳 H15.4.2～ R5.4.1 1人につき 210円	-	411円	3～22歳 H15.4.2～ R5.4.1 1人につき 140円
20～35歳	H 2.4.2～ H18.4.1	1,030円	1,096円		824円	685円		515円	411円	
36～40歳	S60.4.2～ H 2.4.1	1,440円	1,304円		1,152円	815円		720円	489円	
41～45歳	S55.4.2～ S60.4.1	1,670円	1,648円		1,336円	1,030円		835円	618円	
46～50歳	S50.4.2～ S55.4.1	2,190円	2,216円		1,752円	1,385円		1,095円	831円	
51～55歳	S45.4.2～ S50.4.1	2,810円	3,072円		2,248円	1,920円		1,405円	1,152円	
56～60歳	S40.4.2～ S45.4.1	3,450円	4,288円		2,760円	2,680円		1,725円	1,608円	
61～65歳	S35.4.2～ S40.4.1	4,440円	6,384円		3,552円	3,990円		2,220円	2,394円	
66～70歳	S30.4.2～ S35.4.1	-	-		-	-		2,920円	3,489円	

- ・月額保険料は年齢・性別により異なります。
- ・被保険者の年齢は保険年齢です。保険年齢とは、2025 年10 月1 日時点における満年齢で計算し、1 年未満の端数については、6 カ月を超えるものは切り上げて1 年とし、6 カ月以下のものは切り捨てます。(例) 50 歳＝49 歳 6 カ月超～50 歳 6 カ月以下
- ・月額保険料は総保険金額 10 億円以上 50 億円未満の場合の概算です。正規保険料については募集終了後に算出し、初回より適用します。
- ・こどもの保険料は、1 人あたりの正規保険料です。

保険料(月払)のご案内

医療保障コース【入院保障】

＜新医療保障保険(団体型)／家族特約＞

【1 入院の型：120 日型】

男女共通		プラン		
		家族プラン		
		夫婦プラン		
		本人プラン		
		入院給付金日額		
加入年齢	生年月日	本人 5,000円	配偶者 3,000円	こども 3,000円
18～19歳	H18.4.2～H19.10.1	—	237円	3～22歳 H15.4.2 ～ R5.4.1 1人につき 363円
20～24歳	H13.4.2～H18.4.1	580円	348円	
25～29歳	H 8.4.2～H13.4.1	675円	405円	
30～34歳	H 3.4.2～ H 8.4.1	735円	441円	
35～39歳	S61.4.2～ H 3.4.1	765円	459円	
40～44歳	S56.4.2～ S61.4.1	935円	561円	
45～49歳	S51.4.2～ S56.4.1	1,110円	666円	
50～54歳	S46.4.2～ S51.4.1	1,435円	861円	
55～59歳	S41.4.2～ S46.4.1	1,900円	1,140円	
60～64歳	S36.4.2～ S41.4.1	2,545円	1,527円	
65～69歳	S31.4.2～ S36.4.1	3,410円	2,046円	

保険料について

- ・月額保険料は年齢により異なります。(男女同一です。)
- ・保険料は本人の被保険者数が100人以上299人以下の場合の概算です。
正規保険料については募集終了後に算出し、初回より適用します。
- ・被保険者の年齢は2025年10月1日時点の保険年齢となります。

保険年齢

保険年齢とは、2025年10月1日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6カ月を超えるものは切り上げて1年とし、6カ月以下のものは切り捨てます。(例)50歳＝49歳6カ月超～50歳6カ月以下